

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

### 千葉県公安委員会規則第1号

#### 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第3号中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

別表第3一般国道409号の項中「及び」を「、袖ヶ浦市三箇1，981番1地先から林360番1地先まで及び」に改め、同表一般国道410号の項中「袖ヶ浦市」を「木更津市下郡1，410番10地先から袖ヶ浦市三箇1，981番1地先まで及び袖ヶ浦市」に改め、同表袖ヶ浦市道蔵波台一丁目15号線の項の次に次のように加える。

印西市道00-015号線	印西市牧の台一丁目1番1地先から牧の台二丁目1番3地先まで
印西市道00-023号線	印西市牧の原五丁目11番23地先から牧の台一丁目1番1地先まで
印西市道00-024号線	印西市原一丁目1番6地先から牧の原五丁目11番23地先まで

別表第3横芝光町道I-1号線の項中「長山台1番14」を「姥山483番1」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。